

総務常任委員会参考資料

請願第1号 学校給食費の値上げ反対・無償化について

令和8年2月12日

教育部

Ⅰ 学校給食費の現状について

【学校給食について（学校給食法）】

学校給食の実施に必要な負担については、食材費は保護者負担、人件費、施設設備費等は学校設置者の負担

○近年の食材費の高騰により、学校給食費の収支不足が拡大

➡ R3決算 21,212千円 → R6決算 62,448千円（41,236千円増）

○令和3年度から物価高騰対策として不足する財源を市の公費により補填し、保護者の負担軽減を実施

〈賄材料費等決算状況〉

	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算(見込)
歳入	281,160	263,342	266,514	262,488	269,669
歳出	302,372	295,129	307,868	324,936	351,049
収支差引	▲ 21,212	▲ 31,787	▲ 41,354	▲ 62,448	▲ 81,380

〈1食当り単価〉

小学校 237円	255円(▲18)	265円(▲28)	274円(▲37)	293円(▲56)	316円(▲79)
中学校 284円	306円(▲22)	319円(▲35)	328円(▲44)	352円(▲68)	379円(▲95)

○年々、不足額が拡大していることや、今後、給食の質の維持に影響が生じる恐れがあることを踏まえ、学校給食費の適切な設定について、令和7年2月に岩見沢市学校給食運営委員会に諮問

○学校給食運営委員会の答申に基づき、令和7年7月より給食費を改定

〈学校給食費(R7.7改定)〉

		年額（190食）	月額換算	1食単価	改定率
小学校	改定前	45,030円	4,094円	237円	31%
	改定後	58,900円	5,355円	310円	
	引上げ額	13,870円	1,261円	73円	
中学校	改定前	53,960円	4,906円	284円	
	改定後	70,680円	6,426円	372円	
	引上げ額	16,720円	1,520円	88円	

※R7 ⇒ 児童・生徒分は、改定前に据え置き

※月額換算 ⇒ 夏季等の休業日を踏まえ、11か月分の平均額

2 国の動向について

- ① 令和7年12月19日、文科省、総務省、財務省は、三党（自民、公明、維新）における議論を踏まえ、令和8年4月から小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を実施することを決定
- ② 中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討

○ 国の「学校給食の抜本的な負担軽減」（いわゆる給食無償化）案について

【事業内容】

小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援（国 1/2、都道府県 1/2）

【支援額】

在籍児童数（毎年5月1日現在） × 基準額（5,200円/月額） × 11か月

※基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、保護者から徴収可能

3 本市の考え方について

- ① 物価高騰の影響により食材価格が高騰する中、これまでどおりの栄養バランスや量を保った、安全で安心な学校給食を安定的に提供するためには、適正な給食費に改定することが必要
- ② 学校給食費の費用負担は、学校給食法に基づき、適正な食材費を保護者に負担していただくことが基本
- ③ 給食無償化については、国の制度下で実施すべきものであり、既に、国において給食無償化に向けた具体的な検討を進めていることから、引き続き、国の動向を注視していく。

(参考) 参照条文

【学校給食の目的】

○学校給食法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて**学校給食の普及充実**及び**学校における食育の推進**を図ることを目的とする。

【学校給食の経費負担】

○学校給食法

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な**施設及び設備に要する経費**並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、**義務教育諸学校の設置者の負担**とする。

2 **前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費**（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する**保護者の負担**とする。

○学校給食法施行令

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な**施設及び設備の修繕費**